



患者団体との協働に関する行動指針

当社は、「Health for all, Hunger for none（すべての人に健康を、飢餓をゼロに）」というミッションのもと革新的新薬の研究・開発および供給を継続的に実施することにより、医療および人々の健康に寄与することを使命としています。この使命を果たすためには、患者さんのニーズや悩みを理解し対応することがますます必要となっており、患者団体との積極的かつ継続的な協働の機会が増えています。当社は、患者団体とのあらゆる協働において、高い倫理観を持ち、患者団体の独立性を尊重します。また、患者団体との協働の目的と内容について十分に相互理解するよう努めます。この考えに基づき、日本製薬工業協会による「患者団体との協働に関するガイドライン」を参考に、当社としての「患者団体との協働に関する行動指針」を以下のとおり策定し、当社における行動指針とします。

記

1. 相互理解

当社は、患者団体との協働を、それぞれの見解や判断を尊重した相互理解のもとに行います。

2. 信頼関係の構築

当社は、患者団体と対等な関係で信頼関係を構築し、共通の目的の実現に向けてそれぞれの役割を果たします。

3. 患者団体の独立性の尊重

当社は、患者団体の活動方針や運営に関して、主体性と独立性を尊重します。

4. 透明性の確保

当社は、患者団体に提供している金銭的支援等について、当社の「企業活動と患者団体の関係の透明性に関する方針」に則り、適正な情報公開を行います。

5. 書面等による合意

当社は、患者団体との協働における活動項目や資金提供等については、実施前に目的・内容等について書面等による合意を交わし、記録を残します。



6. 適正な情報共有

当社は、患者団体に対し、関連法規等に則り情報を提供します。

7. 製品の広告・宣伝の禁止

当社は、患者団体に対し、医療用医薬品の広告・宣伝を行いません。

8. 影響力行使の禁止

当社は、患者団体に対し、企業の利益のために患者団体が作成する資料・出版物・ウェブサイト・SNSの内容、発言等に影響力を行使することを行いません。

9. 資金源の多様性の推奨

当社は、単独の資金提供者となることを条件とする支援は行わず、患者団体が活動のための資金を複数の提供元から調達することを推奨します。

10. 適正な支援

当社は、患者団体に対する支援にあたって、適切な水準・範囲に限ります。患者団体の行う会合等については、その目的に相応しい会場および開催地とするなど、適正に支援を行います。

11. 個人情報の管理・保護

当社は、患者団体との協働において、患者および患者支援者のプライバシーを尊重し、個人情報保護法等の関連法令を遵守し、協働活動を通じて知り得た個人情報を適正に管理・保護します。

以上

【用語解説】

患者団体：

本行動指針でいう患者団体とは、「患者・家族、その支援者が主体となって構成され、患者の声を代表し、患者・家族を支えあうとともに療養環境の改善を目指し、原則として定款・会則により定義された役割や目的を持つ患者団体および患者支援団体であって、当社が患者団体として認定したもの」を指します。ただし、法人格の有無、設立形態は問いません。



金銭的支援等：

寄付金等の直接的資金提供、講演会等に伴う間接的資金提供、講師謝金等の謝礼および患者団体への労務提供を指します。当社の「企業活動と患者団体の関係の透明性に関する方針」公開対象を参照ください。

患者団体との協働：

当社と患者団体が、対等の立場で力を合わせて活動することです。交流、支援から共有の課題解決を目指す活動まで、幅広い範囲とします。

2025年1月改定